

報道関係各位

件 名 飯能河原の閉鎖解除について

1 概要

飯能市では、埼玉県飯能県土整備事務所と連携し、8月7日（土）から新型コロナウイルス感染拡大防止のための旅行、外出等自粛要請を踏まえ、飯能河原等の閉鎖を行っておりますが、政府による緊急事態宣言解除を受け、10月6日（水）に飯能河原の閉鎖を解除いたします。

2 内容

現在、新型コロナウイルス感染拡大防止、公衆衛生に係る近隣住民の不安軽減等のため、埼玉県飯能県土整備事務所と連携し、飯能河原等の閉鎖を行っておりますが、政府による緊急事態宣言解除を受け、当該河川区域において必要な準備が整う10月6日（水）に飯能河原の閉鎖を解除いたします。

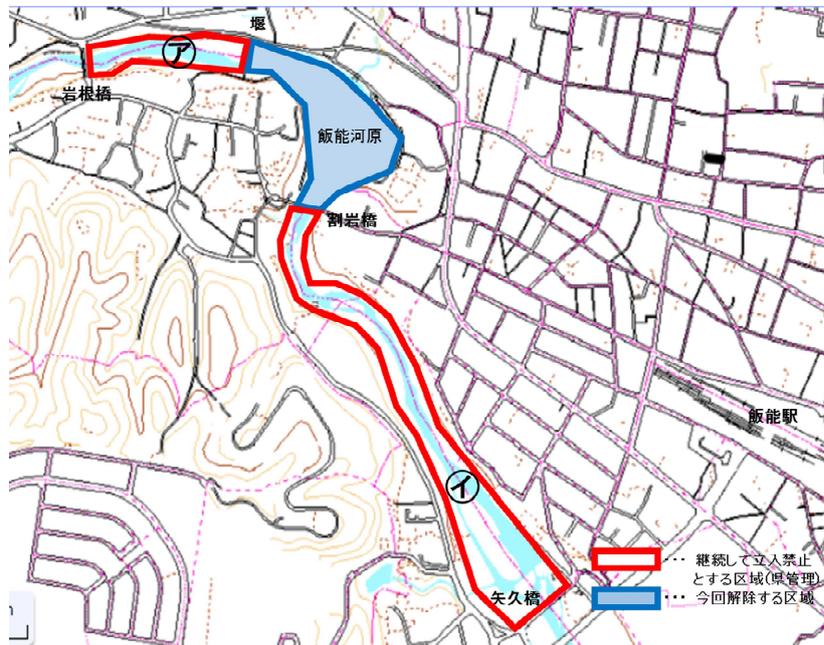
なお、県が遊歩道等工事を実施する堰付近から上流及び割岩橋下流エリアにつきましては、継続して立入禁止となります。

また、今後、バーベキュー（火気を用いた調理、飲食）を行う場合、所定のエリアで実施いただくよう誘導し、夜間の立入りを御遠慮いただくなど、新型コロナウイルス感染拡大の防止や、近隣住民の生活環境及び河原周辺の自然環境の保全に配慮した協力を引き続き利用者に求めています。

（1） 閉鎖の解除について

① 閉鎖を解除するエリア

堰付近から割岩橋までの河川区域（㊦岩根橋から堰付近、㊩割岩橋から矢久橋までの河川区域は県工事により継続して立入禁止とします。）

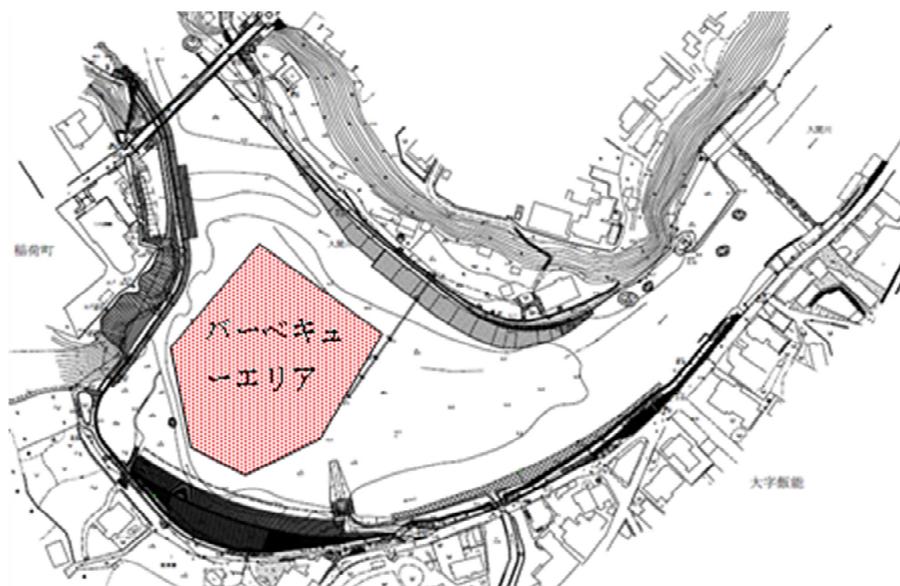


- ② 閉鎖解除の日時
令和3年10月6日（水）正午

(2) 今後の利用について

① バーベキューについて

新型コロナウイルス感染拡大の防止、近隣住民の公衆衛生や生活環境への配慮のため、バーベキュー（火気を用いた調理、飲食）は、指定したエリア内をお願いします（指定エリア外でのバーベキューは禁止します。）。



② 夜間の立入りについて

夜間におけるゴミの不法投棄や、花火ほか騒音によるトラブルを防止し、河川環境や近隣住民の生活環境を保全するため、閉鎖解除エリアにおいても、夜間（日没以降）は引き続き立入りを御遠慮いただきます。

③ 周辺への迷惑駐停車について

近隣への迷惑となる駐停車、路上での荷物の積み下ろしなどについては、引き続き看板の設置、シルバー人材センターへの委託による立哨などで注意喚起します。

担当者	産業環境部参事兼観光・エコツーリズム推進課長 関根
連絡先	Tel042-973-2111 内線 630